

非 公 開 審 議 案 件

	頁
日程第2 第1号議案 平成26年広島県議会6月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	1

ついて

二宮委員長職務代理者： それでは、第1号議案、平成26年度広島県議会6月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、事務当局から説明をお願いいたします。

畦地総務課長： 第1号議案につきまして御説明申し上げます。平成26年度広島県議会6月定例会に提案されます教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案申し上げるものでございます。

今回、議会に提案されます教育委員会関係の議案は、平成26年度教育委員会関係補正予算案でございます。

資料1ページを御覧ください。

この補正予算は、主に、当初予算編成後の状況変化等を踏まえまして、真に緊急性、必要性が認められる事業に適正に対応することを基本として提案するものでございます。資料の中ほどの県立特別支援学校通学対策事業を御覧ください。

平成27年度以降の通学用スクールバス運行業務におきまして、新規9コースの入札及び契約を今年度中に行う必要があることから、契約期間中の委託費用について、債務負担行為を設定するものでございます。

具体的には、本年3月でございますけれども、スクールバス添乗員が児童に対する暴行容疑で逮捕されましたことにより、当該運行会社と契約中の4校5コースは、平成25年度末で契約を解除しております。平成26年度は、別会社と緊急随意契約で対応しております。こうしたことから、平成27年度からの新規契約が必要となるものでございます。

また、平成27年度から広島南特別支援学校呉分校におきまして、高等部の設置、あるいは児童、生徒の増によりまして、新たに4コースの運行が必要となるものでございます。

これら9コースの契約額につきまして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間で合計しまして6億9,900万円余になるものと見込んでおります。

なお、平成27年度からの運行開始につきましては、入札及び契約事務に2か月程度、さらに契約後に運行車両の設備等改造整備や車検がございまして、それに6か月程度の準備期間を要することから、8月に発注公告を行う必要がございます。そのため、6月定例会に提案するものでございます。

以上が、今回提案されます教育委員会関係の議案でございます。

関係課が確認いたしまして、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

二宮委員長職務代理者： それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見等をお願いいたします。

佐藤委員： この議案に関しては、問題はなく、同意いたしますが、スクールバスの中の暴力行為事案があつて、それは単なるその業者だけの問題なのか、今後絶対に発生しないことなのかということを見ると、次の業者さんとの契約をされる時に、ある一定の条件というか制約というか、何か必要ではないかなと思つていたのですが、そういうところは、すでにされておられるとは思いますが、お教えいただければと思います。

畦地総務課長： 今回の事件を受けまして、事件の再発防止という部分については、当然、該当学校だけではなくて、スクールバスを運行しております特別支援学校には、日々、添乗員あるいは乗務員との連携なりを強化するようにとすることは通知をしております。

また、スクールバスの契約につきましては、乗務員の経験年数、あるいは添乗員につきましても、介護の経験年数でありますとか、実習に入つていただくというような条件を契約条項に示しております。ですから、ある程度はそこで担保ができておりましたが、日々、乗務員の方も含めまして、学校と子供たちの状況については、連携を取るように、また、学校のほうからも乗務員のほうに子供たちの状況を提供するようという指導も行つてるところでございます。

佐藤委員： クラスも増えて、生徒数も増える中で、新しいコースができたり、あるいはスクールバスの回数が増えたりしていくでしょうが、当然、業者さんのほうでもそんなに豊富に経験を積まれた方がいるわけではないと思つたので、是非、OJTといひますか、契

約をされてスタートして、ある一定の期間ごとにレビューをされて、また指導をしていくということが必要だと思いますので、意見として申し上げておきます。

二宮委員長職務代理者： 今のは、契約の条件にはならないですか。

畦地総務課長： 乗務員あるいは添乗員につきましては、運行業務委託契約の中に、そういうものを書いているようにしております。

二宮委員長職務代理者： ほかに、御意見、御質問はございませんか。

(な し)

二宮委員長職務代理者： では、以上で本件の審議は終わりにしたいと思います。採決に移ります。

議案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

二宮委員長職務代理者： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。